

令和元年 8 月 9 日

明石市指定給水装置工事事業者
給水装置用器具・材料製造事業者
給水装置用器具・材料取扱い事業者 各位

明石市水道局

ビニル管用伸縮継手の採用とテーパジョイントの取扱いについて

(通知)

本市では、給水装置工事において明石市公営企業管理者（以下「管理者」という。）が材料及び工法を指定する範囲で使用する継手材料として、「水道用硬質ポリ塩化ビニル管（ビニル管）用伸縮継手」を採用し、下記のとおり取扱いますので、テーパジョイントの在庫品管理に注意していただくようお願いいたします。

記

1. 品名（名称）

ビニル管用伸縮継手

2. 採用範囲

給水装置工事のうち、管理者が材料及び工法を指定する範囲で、硬質ポリ塩化ビニル管と止水栓等の接続継手に採用する。（修繕工事を含む）

3. 採用理由

(1)ビニル管用伸縮継手は、以前から給水装置工事において広く一般的に採用されている。

(2)テーパジョイントを採用している事業者が近隣事業者では明石市と神戸市のみとなっており（神戸市については、管理者が材料及び工法を指定する範囲のテーパジョイントの使用は令和2年3月31日までとしている。）材料の調達が困難になることが考えられるため。

4. 採用する材料

伸縮継手 メータ用 $\phi 13 \sim 50$

5. 採用日

令和元年9月1日

6. テーパジョイントの取扱い

管理者が材料及び工法を指定する範囲のテーパジョイントの使用は、令和2年3月31日までとする。

【参考標準施工図】

